誓　約　書

　私は、下記の事項を遵守することを誓約いたします。なお、このことに反する事実が判明した場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額返還することについて同意します。

記

　　１　補助金の交付決定を受ける前に、事業の着手は行わないこと。

　　２　補助金の交付決定を受けた場合、決定を受けた年度内に第12条に規定する実績報告書及びその添付書類を提出し、報告書類の審査及び完成検査を受けること。

　　３　補助金の交付を受けた日から３月以内に事業を開始すること。

　　４　補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して３年間は、事業を継続し、補助対象経費として取得した財産を市長の承認を受けずに事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄しないこと。

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞